



交通指導員だより

交通指導員研修会が開催されました



【日 時】 10月7日(月) 13:30～15:30
 【場 所】 広島県庁 本館6階 講堂
 【参加者】 62名
 【主 催】 広島県・(公財)広島県交通安全協会



この度の研修会では、まず、広島県警察本部交通企画課木谷課長補佐様に「現在の交通事故情勢等について」と題して、最近の広島県内の交通情勢等について講義をしていただきました。



その後、本田技研工業株式会社安全企画部支援・国際連携推進課の西條講師をお招きして、「児童から高齢者までの自転車指導について」と題して講義をしていただきました。講義の中では、自転車指導のためのDVDの紹介などもあり、参加者からは「勉強になってよかった。」などの声が寄せられました。西條講師からは、「最近の自転車への関心の高さから、自転車指導に関する講義をすることを決めました。指導する側が、きちんと交通ルールを理解した上で、継続的な指導をしていくことが重要なのです。」とのアドバイスをいただきました。



飲酒運転は絶対にダメ！！！！

本年9月末現在の飲酒運転が関係する交通事故は、44件(前年同期比+13件)、死者数は5人(前年同期比+3人)と大幅に増加しています。

例年、年末にかけて、忘年会など飲酒をする機会の増加に伴い、飲酒運転が関係する交通事故の発生も増加傾向にあります。

各交通指導員の方々におかれましては、現状を踏まえ、あらゆる機会を通じ、飲酒運転根絶に向けた広報啓発をよろしくお願いいたします。

また、特定小型原動機付自転車、普通自転車も、飲酒運転が禁止されていることについての指導、広報啓発も併せてお願いいたします。

TRAFFIC NEWS FLASH

**特定小型原動機付自転車も
飲酒運転は絶対ダメ!!**

ちょっとまって！
お酒を飲んだ後に
運転はできません！

禁止

道路交通法第65条
「何人も酒気帯びて車両等を運転してはならない」
酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

特定小型原動機付自転車とは、車体の大きさや最高速度、車体の構造など、一定の基準を満たす車両のことです。
交通ルールを守って安全に利用しましょう。

発行：広島県警察本部交通部交通企画課

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

◇ 実施期間

令和6年12月1日（日）から10日（火）までの10日間



◇ 運動重点

- ◆ 歩行者の安全な通行の確保
- ◆ 高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止
- ◆ 飲酒運転等の根絶
- ◆ 自転車等の安全利用の推進

◇ スローガン

「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」

◇ 安全運動開始式等予定

日時：令和6年11月29日（金）午前11時から
 場所：基町クレド クレド広場
 概要：主催者の挨拶、交通安全メッセージ
 白バイやパトカーの出動式
 街頭キャンペーンを実施



令和6年 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動
 令和6年12月1日（日）～10日（火）

この笑顔 守りたい
 第72回 交通安全ホステル・作文コンクール
 交通安全教育委員会
 運転卒業
 ありがとうございます
 広島市立緑井小学校3年（当時） 蓮 恵菜さん

運動重点
 歩行者の安全な通行の確保
 高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止
 飲酒運転等の根絶
 自転車等の安全利用の推進

今日もまたあなたの無事故 待つ家族
 令和6年広島県交通安全年間スローガン

広島県 広島県警察 広島県教育委員会
 公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

お知らせ 改正道路交通法が施行 (令和6年11月1日スタート) 注意

道路交通法の改正で、自転車の **重要!**



- ・ 運転中のながらスマホ
- ・ 酒気帯び運転及び幫助



に対する罰則が新たに整備されました。

交通指導員の皆様におかれましては、**交通ルール**に関し、周知を図っていただきますよう
 よろしく願います！

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則
 携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
 酒気帯び運転時 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

